

## (2) 事業場の調査及び指導

「水質汚濁防止法」では、特に汚水の発生する恐れのある施設を特定施設として定め、特定施設を設置し、汚水等を排出する工場・事業場（特定事業場）を規制の対象とし、特定施設の設置等についての届出義務や、排水基準に基づく規制の適用について定めている。

また、昭和55年7月からは従来の濃度規制に加え、伊勢湾流域の日平均排出水量50m<sup>3</sup>以上の特定事業場（指定地域内事業場）を対象に総量規制制度が導入されている。

特定事業場数は、平成16年3月末現在、816件で、これらを業種又は施設別で見ると、畜産農業201件、自動式車両洗浄施設127件、洗たく業88件が多く、この3業種及び施設で1 / 2以上となっていた。

このうち生活環境項目の排水基準規制対象となる特定事業場数は157件で、さらに総量規制基準の対象となる指定地域内事業場数は114件であった。

平成15年度において、健康項目を含む水質調査に係る立入検査を延231件（163事業場）実施した。

その結果、排水基準の違反件数は50件であり、業種・施設別で見ると畜産農業が27件で最も多くなっている。

排水基準違反を項目別で見るとBOD、SS、窒素などであり、これら排水基準違反事業場に対しては、汚水の処理の方法、施設の維持管理などについて文書により50件改善指導した。

また、指定地域内事業場に対しては、汚濁負荷量の削減指導を行うとともに、総量規制の適用を受けない小規模事業場等に対しても汚濁負荷量の削減対策を推進するため、愛知県が定めた「小規模事業場等排水対策指導要領」に基づき3事業場の立入検査を実施した。

さらに、臨海部進出企業を主とする公害防止協定締結事業場については、公害の防止に関する協定第3条による採水立入調査を実施し、指導基準を超過した事業場に対して改善指導を行った。

ア.立入調査結果  
 特定事業場  
 表2 - 生 - 23

号番号	業種又は施設名	水質調査立入延件数	基準違反事業場延件数	違反項目	文書指導
1 - 2	畜産農業又はサービス業	70	27	pH、BOD、SS、T - N、T - P	27
2	畜産食料品製造業	9	2	T - N、T - P	2
3	水産食料品製造業	5	2	BOD、SS	2
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業	2			
5	みそ、しょう油等製造業	1			
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1	1	T - N	1
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1			
17	豆腐又は煮豆製造業	1			
18 - 2	冷凍調理食品製造業	3	1	pH	1
19	紡績業又は繊維製品製造業	3	1	COD	1
21	化学繊維製造業	2			
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業	5			
33	合成樹脂製造業	1			
53	ガラス又はガラス製品製造業	3			
55	生コンクリート製造業	3			
59	砕石業	6	2	pH、COD、SS	2
61	鉄鋼業	1			
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	5			
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	13	2	pH、COD、T - N	2
66	電気めっき施設	9	3	BOD、SS、T - N	3
66 - 2	旅館業	4			
66 - 3	共同調理場	1			
66 - 4	弁当仕出屋又は弁当製造業	6	2	pH、BOD、SS、T - P	2
66 - 5	飲食業	1			
67	洗たく業	5	1	pH	1
68 - 2	病院	4			
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1			
70 - 2	自動車分解整備事業	1			
71	自動式車両洗浄施設	5	2	COD、SS	2
71 - 2	研究、試験、検査機関	8			
71 - 4	産業廃棄物処理施設	5			
71 - 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	1			
72	し尿処理施設	24	3	pH、COD、T - N、T - P	3
73	下水道終末処理施設	10			
74	特定事業場からの排出水の処理施設	4	1	T - P	1
	指定地域特定施設（浄化槽）	7			
	計	231	50		50

公害防止協定事業場  
 表2 - 生 - 24

事業場数	採水立入		指導基準不適合状況		改善指導
	事業場数	検体数	延件数	主な項目	
101	25	35	9	pH、BOD、COD、SS、Cr <sup>6+</sup>	9

## イ．水質総量規制制度

水質の総量規制制度は、人口や産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域について、排水濃度規制のみによっては水質環境基準の維持達成が困難である場合に当該水域の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量を全体的に削減しようとする制度があり、昭和53年6月13日（公布）に水質汚濁防止法等の一部改正により導入（昭和54年6月12日）され、昭和54年以降、四次にわたり実施されてきた。

この結果、伊勢湾では指定地域内における化学的酸素要求量（以下、「COD」という。）に係る汚濁負荷量は着実に減少してきているが、環境基準の達成が未だ十分でないことから、愛知県知事は国が定めた総量削減基本方針を受けて、平成14年7月12日にCOD、窒素及びリンの汚濁負荷量を削減するため第五次総量規制基準を定め、平成14年10月1日より適用することとした。

これにより総量規制の対象となる指定地域内事業場（指定地域内の特定事業場で日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のもの。）はCODに加え、窒素、リンも含めた総量規制基準の遵守義務が課せられることとなった。

CODに係る総量削減計画の経緯及び窒素、リンに係る削減目標量

表 2 - 生 - 25

区 分		第一次	第二次	第三次	第四次	第五次
総量削減計画策定年月		昭和55年4月	昭和62年5月	平成3年3月	平成8年7月	平成14年7月
目 標 年 度		昭和59年度	平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度
負荷量	(前)	172トン/日 (昭和54年度)	163トン/日 (昭和59年度)	153トン/日 (平成元年度)	136トン/日 (平成6年度)	122トン/日 (平成11年度)
	(後)	163トン/日 (昭和59年度)	153トン/日 (平成元年度)	136トン/日 (平成6年度)	122トン/日 (平成11年度)	110トン/日 (平成16年度 の 目 標)

表 2 - 生 - 26

		削減目標量(トン/日)	(参考) 平成11年度における量(トン/日)
窒 素	生活排水	37	39
	産業排水	15	16
	その他	21	23
	合 計	73	78
リ ン	生活排水	3.5	3.8
	産業排水	2.1	2.2
	その他	2.0	2.7
	合 計	7.6	8.7

特定事業場数

表2 - 生 - 27

平成16年3月31日現在

号番号	業種又は施設名	規制事業場内訳数					計	特定事業場数			指定地域内の事業場数
		20以上50未満	50以上100未満	100以上200未満	200以上400未満	400以上		規制	未規制	計	
1-2	畜産農業又はサービス業	17	11	5			16	33	168	201	194
2	畜産食料品製造業	1	3	1	1	3	8	9	9	18	18
3	水産食料品製造業	1	1	2		1	4	5	15	20	20
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業				2		2	2	7	9	8
5	みそ、しょう油等製造業				1		1	1	4	5	5
9	米菓製造業又はこうじ製造業		1				1	1		1	1
10	飲料製造業								1	1	1
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1				1	1	2	1	3	3
16	めん類製造業								5	5	5
17	豆腐又は煮豆製造業			1			1	1	10	11	11
18-2	冷凍調理食品製造業	1			1		1	2	1	3	3
19	紡績業又は繊維製品製造業				1		1	1	2	3	3
21	化学繊維製造業					1	1	1		1	1
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業								1	1	1
21-3	合板製造業								3	3	3
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業					1	1	1		1	1
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業								8	8	8
33	合成樹脂製造業		1				1	1		1	1
47	医薬品製造業				1		1	1	1	2	2
53	ガラス又はガラス製品製造業	1		1			1	2		2	2
54	セメント製品製造業								10	10	10
55	生コンクリート製造業					2	2	2	12	14	14
59	砕石業	3	2				2	5		5	5
61	鉄鋼業					1	1	1		1	1
62	非鉄金属製造業										
63	金属製品製造業又は機械器具製造業		1	1	1	1	4	4	13	17	17
64	ガス供給業又はコークス製造業					1	1	1		1	1
64-2	水道施設								3	3	3
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2	2	2		2	6	8	6	14	14
66	電気めっき施設	2		2		1	3	5	2	7	7
66-2	旅館業	4			1		1	5	44	49	47
66-3	共同調理場		1				1	1	3	4	4
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業		4	1			5	5	2	7	7
66-5	飲食業								4	4	4
67	洗たく業	1	1	1			2	3	85	88	88
68	写真現像業								23	23	23
68-2	病院				4		4	4	3	7	7
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業					1	1	1		1	1
69-3	地方卸売市場								1	1	1
70-2	自動車分解整備事業								11	11	11
71	自動式車両洗浄施設	4	1				1	5	122	127	126
71-2	研究、試験、検査機関					1	1	1	11	12	12
71-4	産業廃棄物処理施設		1	2			3	3	3	6	5
71-5	トリクロエチレン又はテトラクロエチレン又はシクロメタンによる洗浄施設	1						1	1	2	2
72	し尿処理施設	2	6	4	5	7	22	24		24	24
73	下水道終末処理施設				1	6	7	7		7	7
74	特定事業場からの排出水の処理施設	2						2	3	5	5
	指定地域特定施設（浄化槽）		4	1	1		6	6	61	67	67
	計	43	40	24	20	30	114	157	659	816	804

(注) 規制・未規制は、生活環境項目に係る区分

ウ．小規模事業場排水対策

昭和56年2月、愛知県は水質汚濁防止法対象事業場のうち総量規制の適用されない事業場（日平均排水量が50m<sup>3</sup>未満のもの）等に対して汚濁負荷量の削減を行うため、「小規模事業場等排水対策指導要領」を定めた。

この要領による指導値及び事業場数を表2 - 生 - 28に示す。平成15年度は3事業場について採水立入検査を実施した。

表2 - 生 - 28

平成16年3月31日現在

項 番 号	1		2	
区 分	特定事業場であって日平均排水量が50m <sup>3</sup> 未満のもの		その他のもので日平均排水量が20m <sup>3</sup> 以上のもの	次に掲げるもののうち日平均排水量が50m <sup>3</sup> 以上のもの (1) 集団給食施設、飲食店 (2) 段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン
	県条例による上乘せ排水基準が適用されるもの			
	昭和56年7月1日より前に設置されているもの	昭和56年7月1日以降に設置されているもの		
排水の種類	特定排水（注1）		排水	
CODの指導値（mg / l <sup>○</sup> ）	（注2） 告示別表の業種区分に応じた値		160	
	表第3欄の（1）の値	表第3欄の（3）の値		
事業場数	21	18	12	1

備 考

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第88号）の改正に伴い、新たに追加された特定施設のみを設置している工場又は事業場については、第2欄中に「昭和56年7月1日」とあるのを「昭和58年1月1日」と読み替えて適用する。

（注）

- 1．排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。
- 2．水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく総量規制基準に係る告示（昭和55年愛知県告示第622号）

エ．水質汚濁防止法に基づく届出件数

表 2 - 生 - 29 水質汚濁防止法に基づく届出件数

平成16年 3月31日現在

号番号	業種又は施設名	5-1 設置	6-3 汚染 状態	7 構造 変更	10 氏名 変更	10 廃止	11-3 承継	14-3 測定 手法	計
1 - 2	畜産農業又はサービス業	3		1	1	2		14	21
2	畜産食料品製造業	1			1	2		5	9
3	水産食料品製造業							3	3
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業				1	1		1	3
5	みそ、しょう油等製造業				1			1	2
9	米菓製造業又はこうじ製造業				1			1	2
10	飲料製造業					1			1
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1							1
16	めん類製造業								
17	豆腐又は煮豆製造業			1				1	2
18 - 2	冷凍調理食品製造業								
19	紡績業又は繊維製品製造業			1	1				2
21	化学繊維製造業			2				1	3
21 - 2	一般製材業又は木材チップ製造業								
21 - 3	合板製造業				2	1			3
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業	1						1	2
23 - 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業								
33	合成樹脂製造業							1	1
47	医薬品製造業	1							1
53	ガラス又はガラス製品製造業						1	1	2
54	セメント製品製造業								
55	生コンクリート製造業					2			2
59	砕石業					1		2	3
60	砂利採取業								
61	鉄鋼業			1				1	2
62	非鉄金属製造業					1			1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	1		1	2	1		3	8
64	ガス供給業又はコークス製造業								
64 - 2	水道施設	1			2				3
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	5		4	3	8		6	26
66	電気めっき施設			1	1			1	3
66 - 2	旅館業				1			1	2
66 - 3	共同調理場							1	1
66 - 4	弁当仕出屋又は弁当製造業							4	4
66 - 5	飲食業								
67	洗たく業				1			2	3
68	写真現像業								
68 - 2	病院	1			1		1	1	4
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業							1	1
69 - 3	地方卸売市場								
70 - 2	自動車分解整備事業								
71	自動式車両洗浄施設	7	1		2	3		1	14
71 - 2	研究、試験、検査機関	1			1				2
71 - 4	産業廃棄物処理施設							2	2
71 - 5	トリクロエチレン、テトラクロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設					1			1
72	し尿処理施設	1					1	14	16
73	下水道終末処理施設			3				7	10
74	特定事業場からの排出水の処理施設								
	指定地域特定施設（浄化槽）	1		1	2		1	5	10
	計	25	1	16	24	24	4	82	176